

第15回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和2年7月10日（金）

16：45～

場 所：南棟2階 第3応接室

次 第

- 1 開 会
- 2 状況報告等
- 3 各部発言
- 4 本部長指示事項
- 5 閉 会



新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)の対応状況

1 開催趣旨

- ・「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針」における「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容」について、行動制限等がステップ③へ移行するに当たっての留意事項の確認

2 発生状況等

- (1) 県内 (令和2年7月10日16時現在)
感染者29名、入院者1名
- (2) 県内の検査の実施状況 (令和2年7月10日16時現在)
1,055件 (陽性28件、陰性1,027件)
その他、行政検査以外の陽性 1件
- (3) 国内 (令和2年7月9日現在)
46都道府県 (岩手県以外)

3 県の対応

(1) 態勢等

令和2年2月17日に青森県危機管理指針を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を設置。

令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び青森県新型インフルエンザ等対策本部条例を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 (新型インフルエンザ等対策本部)」に移行。

<本部会議の開催状況>

- 令和2年2月
第1回17日、第2回28日
- 令和2年3月
第3回11日、第4回18日、第5回23日、第6回25日、第7回26日
- 令和2年3月 (移行後)
第1回29日
- 令和2年4月
第2回2日、第3回8日、第4回9日、第5回14日、第6回17日、
第7回22日、第8回24日、第9回27日
- 令和2年5月
第10回5日、第11回11日、第12回14日、第13回27日
- 令和2年6月
第14回10日

(2) 対策本部各部の対応

以下の対策等を実施（アンダーライン：前回本部会議から追加、変更等）

【総務部】

- ・職員等の新型コロナウイルス感染拡大防止について庁内各課に通知
- ・各私立学校に対し、文部科学省からの注意喚起等の通知を周知
- ・各市町村に対し、総務省等からの注意喚起等の通知を周知
- ・国における所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限の延長を踏まえ県税（個人事業税）の申告期限の延長を決定
- ・出勤困難休暇及び時差出勤制度の拡充等について庁内各課に通知
- ・県有施設の使用料に関し、イベント・行事の中止等に伴う、前納された使用料の還付について、条例の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部署に通知
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度についての周知を実施（リーフレット、県ホームページ掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）についての周知を実施（県ホームページに掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い使用料及び手数料の支払が困難な方に対する猶予措置について、条例等の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部署に通知
- ・知事部局職員の在宅勤務の推進（4月22日～5月6日）について各所属へ通知
- ・総務省からの「特別定額給付金事業」について、各市町村における事務処理等への助言及び交付金交付手続き等の取りまとめを実施
- ・法人関係税について、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までの申告書の提出が困難な場合には、期限を延長できるよう取扱うことを周知開始（県ホームページ掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する徴収猶予の「特例制度」について周知開始（県ホームページ掲載）
- ・イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した方への寄附金控除の適用等について、県税条例を改正
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置についての周知を実施（リーフレット、県ホームページ掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る感染症等防疫作業手当の特例を定め、庁内各課に通知

【企画政策部】

- ・新型コロナウイルス感染症関連情報について、県庁ホームページのトップに大きなバナーや緊急情報欄を設け、情報へのアクセス性を高めるとともに、当初の広報計画を調整し、新聞、テレビ、ラジオ等の広報広聴課所管の各種媒体により、県民に対する広報を実施
- ・新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議における「知事メッセージ」動画、知事による「県民の皆さまへのお願い」動画及び健康福祉部長による注意喚起動画を県庁 Youtube アカウントにて公開するとともに、当該動画を県庁ホームページ、Twitter、Facebook に掲載
- ・令和2年度予算の予備費を活用し、以下の広報を実施

- ①新型コロナウイルス感染症に係る総合サイトやTwitter 広告による情報発信
- ②感染症対策についての新聞広告やポスターによる注意喚起
- ③テレビ・ラジオの情報番組とタイアップした広報
- ・青い森鉄道(株)において、利用者に直接対応する駅員及び乗務員は基本的マスク着用を義務付けしているほか、啓発ポスターを掲示。また、東北運輸局からの要請に基づき、車内や駅構内の放送等を通じ、テレワークや時差通勤等の呼びかけを実施するとともに、駅及び車内における消毒作業及び適切な車内換気(6/26からは朝の時間帯の車内窓開け喚起を追加)を実施
- ・JR及び青い森鉄道の主要駅並びに空港ビルに感染症の拡大を防ぐためのポスターを掲示
- ・JR主要駅及び青い森鉄道全駅においてアナウンス放送を実施(4月11日～5月末)
- ・各交通事業者の車内等へのポスター及びステッカー掲示による情報発信(5月補正予算計上、6月1日から実施)
- ・地域公共交通の維持のため「地域公共交通基盤維持特別対策事業」を実施(5月補正予算計上)
- ・4月11日から臨時休館していた三沢航空科学館を6月2日から再開
- ・総務省統計局からの通知に基づき、統計調査員に対し、「新型コロナウイルスQ&A」等を配布し、新型コロナウイルス感染症への対応について依頼
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済の維持・回復に取り組む市町村を支援するため「新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助」を創設(10億円補正予算専決処分)
- ・新型コロナウイルス感染症の克服に向けた県民全体の気運醸成のため、高校生による感染拡大防止等に関する動画の作成・発信や、県民生活を最前線で支える方々への感謝・応援キャンペーン等を実施する「あおもりオーバーション」を開始(5月補正予算計上)

【環境生活部】

- ・県環境保健センターに整備計画に基づきウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターに予備費でウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターへの兼務発令等による検査対応人員の増
- ・白神山地ビジターセンター等の所管施設での消毒液設置等の感染対策を徹底
- ・4月18日から臨時休館していた白神山地ビジターセンター及び青森県立自然ふれあいセンターについて、5月21日から開館
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、デマに惑わされない冷静な購買活動等を呼びかけ(県及び県消費生活センターのホームページに掲載、啓発用動画を作成してYou Tubeで配信)
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法や、特別定額給付金を装った詐欺等に注意するよう呼びかけ(県及び県消費生活センターのホームページ、青森県庁Twitterによる情報発信、テレビ・ラジオ・新聞による広報、あおもりオーバーションとの連携など)
- ・県消費生活センターにおいて、来所での相談を希望する方に対し、事前の電話連絡を呼びかけるとともに、電話でのやり取りの結果、来所が必要となった場

- 合は、マスク着用などの咳エチケット等に協力いただくよう呼びかけ
- ・在留外国人に対して、新型コロナウイルスに関連した消費者トラブル等が発生した場合の相談先等を周知するため、県が作成した「消費生活相談多言語リーフレット（英語版）」を県内の在留外国人支援関係団体（計 93 団体）に送付
 - ・アピオあおもりにおいて、5/7 から貸室の利用人数制限（収容人員の半数以下）を行うとともに、同日から利用休止としていたフリースペースや情報ライブラリーについて、座席の間隔を空けて 5/29 から利用再開
 - ・青少年のインターネット利用の長時間化等が懸念されることから、青少年の安全・安心なネット利用対策に係る保護者向けの注意喚起を県ホームページに掲載
 - ・県ホームページに、新型コロナウイルス感染症への対応に係る N P O 法人運営関連情報のページを新設
 - ・白神地域の活性化と自然保護意識の啓発を図るため、体験プログラム利用促進キャンペーンやプロモーションを展開する白神山地体験プログラム利用促進強化事業を実施予定（5 月補正予算計上）

【健康福祉部】

- ・医療機関及び社会福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染症に関連する情報提供、院内及び施設内感染対策の徹底を依頼
- ・保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・二次医療圏ごとに「帰国者・接触者外来」を設置
- ・青森県環境保健センターに検査体制整備の依頼
- ・感染症指定医療機関に対して、感染症病床以外の入院病床の確保及び新型コロナウイルス感染症患者以外の入院制限を依頼
- ・「帰国者・接触者外来」設置医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関に対して、入院病床の確保を依頼
- ・医療施設等における感染拡大防止のための留意点について、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、各病院、各保健所に対して通知
- ・県民に対する感染予防対策の徹底等の呼びかけ（ラジオ、テレビ）
- ・ウイルス検査に必要となる検査機器の整備
- ・新型コロナウイルス感染症医療対策会議（2 月 2 8 日）による医療提供体制の検討
- ・「新型コロナウイルス感染症コールセンター」開始（3 月 1 0 日～）
- ・「新型コロナウイルス感染症医療対策会議」による PCR 保険適用及び医療提供体制等の協議・検討（3 月 1 3 日）
- ・肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る公費負担医療について、緊急時は指定医療機関以外の医療機関でも受診できることを市町村、保健所、群市医師会、指定医療機関に対して通知
- ・特別支援学校等の一斉臨時休業による放課後等デイサービスの利用増により増加が見込まれる障害児通所支援に係る報酬に対し、県・市町村負担及び利用者負担分を国庫補助事業により補助
- ・児童福祉施設（児童養護施設や認可外保育施設等）における感染防止等のための備品等（子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気洗浄機など）の

- 購入費について国庫補助事業により補助
- ・各関係機関、各病院に対して、新規採用職員等の海外渡航歴の確認及び自宅待機等の対応を依頼
 - ・以下について、令和2年度予備費対応
 - 各保健所における体制強化の一環として、防護服等の追加購入
 - 各保健所における相談等体制の強化（相談人員の継続配置）
 - 医学的・疫学的観点から感染拡大のリスクを評価し、各種イベント等の実施の可否や規模、内容等について助言を行う「青森県新型コロナウイルス感染症アドバイザー」の設置
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を取りまとめ、一覧を公表（県ホームページ）
 - ・県民福祉プラザについて4月29日から5月6日までの貸館休止を終了し、5月7日から適切な感染防止対策を取ることを条件に予約受付を再開。また、6月1日から適度な距離を確保したうえでフリースペース利用を再開。
 - ・社会福祉法人青森県共同募金会において、困りごとを抱える家庭等に対する緊急支援活動に対する緊急助成を実施（助成決定：14団体）
 - ・保育所等における新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対応（サービス・職員の確保、調整等）を市町村に対し周知・依頼
 - ・青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の設置・開催
 - ・新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設（青森市内）の確保
 - ・介護施設等における感染防止等のための備品（マスクや消毒用エタノール）の配布
 - ・院内感染を防止するため、医療機関におけるオンライン診療実施に要する経費を補助（5月補正予算計上）
 - ・保健所における相談員の追加配置による体制強化（5月補正予算計上）
 - ・環境保健センターにおける検査体制の強化（5月補正予算計上）
 - ・児童福祉施設等における職員が新型コロナウイルス感染症により休暇等を必要とする場合の代替職員の人件費を補助
 - ・厚生労働省が開設するWebサイト「医療のお仕事 Key-Net」等を通じて行う医療人材等の緊急的な確保を促進するための取組（緊急医療人材等確保促進プラン）の実施について各病院及び県医師会等へ通知するとともに県ホームページに掲載
 - ・医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要する経費を補助（6月補正予算計上）
 - ・新型コロナウイルス感染症に対応した医療従事者等に対する慰労金及び宿泊施設の確保に要する経費の補助（6月補正予算計上）
 - ・介護・障害福祉サービス事業所等における感染拡大防止対策への支援及び利用者と接する職員に対する慰労金の支給（6月補正予算計上）
 - ・新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関の診療体制の確保に要する経費の補助（6月補正予算計上）
 - ・地域外来・検査センターの設置運営補助（6月補正予算計上）
 - ・財団法人青森県育英奨学会が県補助により運営している大学入学時奨学金の貸

付対象者に、予期せぬ事由(新型コロナウイルス感染症の影響による場合を含む。)により家計が急変し、市町村民税所得割非課税相当となった世帯の者を追加

【商工労働部】

- ・ 中小企業者に対する支援策（相談窓口、融資制度等）について周知
- ・ 地域金融推進協議会（R2.2.17）において、金融機関及び商工団体に対し、影響を受けた企業からの金融及び経営相談に適切に対応するよう要請
- ・ 県内中小企業者への影響について、第4回目の調査を実施（6/11～6/22）
- ・ 新型コロナウイルス関連で売上減少等の影響を受けている県内中小企業者について、県特別保証融資制度経営安定化サポート資金「災害枠」を3/11付けで適用したほか、補正予算で措置した融資枠の拡充（計200億円）及び信用保証料の補助（30%）について3/25から実施
- ・ また、4/22付け専決処分により、同融資制度の融資枠を拡充するとともに、借入後3年間の利子補給及び信用保証料負担ゼロとする新しい制度を5/1から開始
- ・ さらに、6/15付けで同融資制度の融資限度額を4,000万円（従前3,000万円）へ引上げ
- ・ 青森県よろず支援拠点（21あおもり産業総合支援センター内）の特別相談窓口において、3/14から土日・祝日の電話相談対応を開始
- ・ 21あおもり産業総合支援センターにおいて、ビジネスサポート販路開拓補助金に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を追加（4/1から募集開始、5/25募集終了）
- ・ 3/25に経済金融緊急連絡会議を開催し、国、県等の支援策について情報共有したほか、金融機関及び商工団体に対し、改めて支援策の活用及び金融の円滑化について特段の配慮を要請
- ・ 商工団体等を通じて、県内企業に対し、発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の推奨、テレワークや時差出勤の推進等について依頼
- ・ 県立職業能力開発校における対策等
施設内感染対策（消毒液設置、咳エチケット対策等）を徹底
また、修了式及び入校式については、手指消毒の徹底等を周知するとともに、来賓出席者等の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
臨時休業（4/20午後～5/6）
新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯に対し、授業料（今年度分）免除の特例措置を実施
- ・ 商工団体及び職業訓練施設等の関係機関に対し、海外への渡航歴がある者の対応について注意喚起の文書を発出
- ・ 21あおもり産業総合支援センター（4/7付け）及び青森県知的財産支援センター（4/17付け）においては、原則対面による面談から電話・メール等での相談対応に切替
- ※ 両機関とも適切な感染防止対策を講じた上で、窓口での相談応対や相談会等の業務を再開（6/1付け）

- ・青森県若年者就職支援センターの土曜日の相談対応について、5/2 付けで窓口業務を休止するとともに、原則対面による面談からインターネット等での相談対応に切替
 ※ 土曜日の窓口業務を再開(5/16 付け)
- ・商工団体等を通じて、県内企業に対し、従業員の健康管理の徹底、職場における適切な感染対策の実施及び食料品・生活関連物資等の安定的な供給等に係る文書を発出
- ・4/24 付けの特措法第 24 条第 9 項に基づく追加の緊急事態措置等の発表に関連し、4/26 から県内中小企業者への協力金（※）に係る電話相談窓口を開設(相談対応時間は午前 9 時～午後 5 時)したほか、商工団体等を通じて、県内企業に対し、当該措置等の周知に係る文書を発出
 ※4/27 付け専決処分により、特措法に基づく休業要請等に協力した対象施設を運営する県内中小企業者に対し、本県独自の協力金を支給する制度を創設。
 5/7～受付開始、6/12～受付終了
- ・商工団体等を通じて、県内企業に対し、本県における緊急事態措置等が変更され、5/7 から実施される旨を周知する文書を発出
- ・県内飲食店における資金繰りの改善と消費喚起を図るため、商工団体が行うクラウドファンディング等を活用したプレミアム食事券のプレミアム分に対する補助制度を創設 (県内各地域で実施中)
- ・青森県新型コロナウイルス感染症経済対策会議を開催 (6/1～第 1 回、7/7～第 2 回)
- ・商工団体等を通じて、県内企業に対し、5/27 付けの特措法に基づく協力要請に係る文書を発出
- ・6/13 付け国通知を受け、商工団体等を通じて、県内企業に対し、各業界団体等が作成する感染拡大予防ガイドラインの周知等に係る文書を発出
- ・新型コロナウイルス感染症経済対策として、「新しい生活様式」に対応した事業継続の支援や、オンラインの活用による就労支援の取組を実施予定
- ・7/3 付けで商工団体等に対し、青森県新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーの設置及び活用に係る文書を発出

【農林水産部】

- ・県内グリーン・ツーリズム受入団体に対し、多言語コールセンターの利用等を周知
- ・農林水産部関係団体・法人等に対し、職員の直近の渡航歴を把握の上、帰国後 2 週間を経過していない者への自宅待機等の要請や、症状が出た場合は医療機関受診前に「帰国者・接触者相談センター」への連絡等の呼びかけを依頼
- ・消費者庁、農林水産省及び厚生労働省からの通知を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「食品表示基準及び米トレーサビリティ法の弾力的運用」について、県ホームページにその概要等を掲載
- ・農林水産省からの通知を受け、県が行う肥料取締法に基づく各種手続についても弾力的運用等（申請書類等の受付期限の柔軟な対応等）を行うこととし、年末までに登録有効期限を迎える普通肥料登録業者に通知
- ・農林水産省、林野庁、水産庁からの通知を受け、各地域農林水産部において、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長について受注者の意向確認を実施

- ・ 営農大学校における対策等
 - 学生等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応を周知
 - 卒業式や入校式について、手指消毒の徹底等のほか、来賓出席者の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
 - 令和2年度の入校説明会を文書通知に変更
 - 3月9日(月)から4月5日(日)まで、及び4月21日(火)から5月6日(水)まで臨時休業(休日等含む)
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う農林水産分野への影響を把握するため、農林漁家民泊の利用状況、牛乳の流通状況及び農畜水産物の流通状況等に関する調査を開始。今後、定期的に調査を実施しながら、必要に応じて国による対策の活用等を検討していく。

また、ホームページ等により、農林水産分野に関する県や国の対策等について情報発信していく。
- ・ 入国制限措置に伴う農業分野の労働力不足の拡大及び企業の営業自粛等により休職となる労働者の増加が懸念されている状況を踏まえ、企業や労働者が相談できる「農業労働力ワンストップ相談窓口」をあおもり農林業支援センターに設置し、労働力を求める農業法人等とのマッチングを推進（緊急対応策・第2弾を踏まえた補正予算措置）
- ・ 県産農林水産物やその加工品等の県内での消費拡大を促すため、県内量販店、道の駅、産地直売施設などで県産品を購入して応募すると景品が当たる「県産品を買って元気あおもりキャンペーン」を5～7月に実施（令和2年度予備費対応）
- ・ 県内外の量販店・飲食店等における消費宣伝活動や小・中学校の給食への県産牛肉等の提供、公共施設等における花きの展示など県産農林水産物の消費拡大と販売を促進するほか、輸出先の市場変化や新たな国内需要に対応した食品製造設備の整備を支援（5月及び6月補正予算計上）
- ・ 木材需要の低迷に対応した県産材の流通対策及び林業事業体の経営強化を推進（6月補正予算計上）

【県土整備部】

- ・ 各フェリー会社に窓口が多言語コールセンターに関する情報の掲示の協力を依頼
- ・ 青森空港内において、ポスター掲示及び多言語コールセンターに関する情報等を掲示するとともに、県HPへも多言語対応コールセンターや注意喚起について3カ国語（英・中・韓）で掲載
- ・ 青森空港内のドアノブ・手すりや手荷物カートハンドルの消毒といった清掃強化
- ・ 空港利用者に対しホームページで注意喚起を実施
- ・ 道の駅等、不特定多数の人が集まる場所への消毒液設置などの感染予防策を依頼
- ・ 県営駐車場、県営柳町駐車場、岩木川浄化センター及び馬淵川浄化センターに

消毒液を設置

- ・岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター、青い森公園及びセントラルパーク内公衆トイレに感染症対策のポスターやリーフレットを掲示
- ・県道路公社が管理する有料道路の料金所・事務所において、徴収員のマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・高速道路及び有料道路のサービスエリア・パーキングエリア・料金所、道の駅、ゆとりの駐車帯に、感染症対策周知のためのポスター掲示及びチラシを設置
- ・国土交通省からの通知を受けて、「都道府県をまたいで不要不急の移動を控えるとともに、特に大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること」について、道路情報板やウェブサイト「青森みち情報」、県土整備部 Facebook で呼びかけを実施
- ・高速道路や直轄国道に、感染予防策へ協力を求める横断幕を設置 (5/13 設置)。
- ・工事等について、受注者から一時中止や工期延長等の申し出がある場合には、一時中止や設計図書等の変更（これまで、設計等の業務 9 件において一時中止等の措置を実施し、全ての業務がすでに再開）
- ・国土交通省からの通知を受けて、建築工事において設備等の納品の遅れが生じた場合の完了検査の円滑な実施について、各特定行政庁、各地域県民局長及び各指定検査機関の長に周知
- ・国土交通省からの通知を受けて、特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の定期調査・検査の報告期限の猶予等について、各特定行政庁及び各地域県民局長に周知
- ・国土交通省からの通知を受けて、二級・木造建築士試験については郵送による受付及び受付期間の延長、宅地建物取引士に対する法定講習については自宅学習の実施等の簡略化
- ・国土交通省から公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知
- ・国土交通省から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知
- ・県営住宅入居者に対し、手洗い・咳エチケット・3つの密を避けることなど感染予防策について注意喚起するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により収入が著しく減少した場合等の家賃の減免・徴収猶予制度について周知
- ・国土交通省からの通知を受けて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住宅の退去を余儀なくされる者に対し、一時的に県営住宅を提供することとし、5月12日より受付を開始

【観光国際戦略部】

- ・県ホームページに注意喚起及び外国人旅行者向けコールセンター（JNTO）の連絡先を掲載
- ・在留外国人向けに「やさしい日本語」で注意喚起を表現し、ホームページに掲載

- ・外国人旅行者及び在住外国人に対して緊急時の連絡先の周知や感染予防を目的としたリーフレットやチラシ等を作成し配布
- ・観光事業者等への影響について継続して情報収集
- ・県立美術館、浅虫水族館、アスパムにおいてマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・観光事業者等に対する衛生対策等の説明会開催（3月16～17日、県内4か所、約180事業者）（健康福祉部及び商工労働部と合同で実施）
- ・青森県月例観光統計の調査対象となっている宿泊施設に対し、延べ宿泊者数の実績及び予約状況（1月～3月）について調査を実施
- ・本県観光客の動態調査や観光コンテンツの造成促進を実施する経費及び本県国立公園内の公衆トイレを洋式タイプに改修する経費を補正予算にて計上
- ・県内の一部観光事業者における臨時休業
- ・市町村観光担当課等との情報共有・連携の強化
- ・青森県観光物産館アスパムを4月25日～5月6日まで臨時休館（ハローワークヤングプラザ等の公的施設を除く）
- ・中国大連市から寄贈されたマスク（約2万枚）を5月1日に受領し、危機対策本部に引渡し
- ・台湾台南市から寄贈された保護メガネ（300個）とマスクガセット（400枚）を5月14日に受領し、危機対策本部に引渡し
- ・県民による県内大規模宿泊モニターキャンペーンなど早期の観光需要回復を図るために要する経費を計上（5月補正予算計上）
- ・県内企業の海外ビジネス展開を支援するとともに、プロモーション等で活用する動画の作成等を行うのに要する経費を計上（5月補正予算計上）
- ・浅虫水族館のイルカショーについて、2月29日から5月20日まで中止。5月21日からは平日のみ開催
- ・青森県立美術館（4/11～）、青森県営浅虫水族館（4/11～）、石ヶ戸休憩所（4/23～）について、5月21日より再開
- ・県内大規模宿泊モニターキャンペーン参加施設の募集を5月22日より開始
- ・中華人民共和国駐札幌総領事から寄贈されたマスク（1万5千枚）を5月27日に受領し、県内大規模宿泊モニターキャンペーン参加施設へ配布予定
- ・新型コロナウイルス感染症に係る今後の観光施策展開について、市町村観光主管課及びDMO法人との緊急意見交換会開催（6/5）
- ・「あおり観光新型コロナ対策推進宣言施設」登録制度を6月19日より開始（7/9時点：303施設）
- ・県内大規模宿泊モニターキャンペーンの予約受付を7月3日より開始（宿泊対象期間：7/10～3/12）

【エネルギー総合対策部】

- ・量子科学センターにおいて手指消毒液の設置など感染予防対策を実施
- ・量子科学センターにおいて、新規利用申込みの調整及び利用日程の延期要請等を行い、利用の際は感染防止対策の徹底の要請を実施
- ・BA活動における国際学級について、感染症対策徹底の要請を改めて実施

【出納部】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内企業等の資金繰りを考慮し、側面的な支援として県の債務を通常の支払日より早く支払う。(5月から実施)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、入札書持参を要件としている財務規則を一部改正し、特例的に郵便による入札を認める。(5月公告又は通知分から実施可能)

【教育部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策等の情報について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ周知するとともに、参考として私立学校等へ情報提供
- ・文部科学省の通知を受けて、県立学校における
卒業式（感染防止対策を講じ実施）
臨時休業（3月3日（火）から学年末休業日まで）
入学者選抜（感染防止対策を講じ実施）の対応について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、子どもの居場所の確保について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、不特定多数が集まるイベント等を中止
- ・文部科学省から依頼を受けて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業実施状況（子どもの居場所の確保等）アンケート調査を実施中
- ・県立高等学校における生徒の指導が適切に行われるよう、一斉臨時休業期間中の分散登校の実施
- ・令和2年3月24日付け文部科学省の通知を受けて、県立学校における教育活動の再開について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・県立学校再開に向けた児童生徒・保護者への教育長メッセージをホームページへ掲載
- ・児童生徒への学習支援等の必要な対策を講じた上で、県立学校を一斉臨時休業（4月20日～5月6日）
- ・ICTを活用した家庭学習支援（学習支援サービス・機器貸与）を実施
- ・県立学校の一斉臨時休業後における教育活動の実施について、県立学校へ通知し、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知するとともに、県立学校を5月7日から再開
- ・青森県立郷土館、三内丸山遺跡センターを臨時休館（4月11日～5月6日）
- ・青森県武道館を臨時休館（4月20日～5月6日）
- ・青森県近代文学館を臨時休館（4月24日～5月6日）
- ・青森県営スケート場の切替作業による4月24日までの休場を、新型コロナウイルス感染拡大防止のため5月6日まで延期
- ・青森県立図書館、青森県総合社会教育センターを臨時休館（4月29日～5月6日）
- ・青森県立郷土館、三内丸山遺跡センターの臨時休館を5月7日以降も継続（当分の間）
- ・青森県立図書館、青森県総合社会教育センターのサービスの一部を5月7日か

- ら再開（青森県近代文学館は5月7日以降も臨時休館を継続（当分の間））
- ・青森県武道館の一部の利用を5月7日から再開
- ・青森県営スケート場を5月7日から営業
- ・青森県立郷土館、三内丸山遺跡センターを5月21日から再開
- ・青森県近代文学館を5月21日から再開
- ・以下の事業を実施（5月補正予算計上）
 - 市町村立幼稚園等における感染拡大防止対策に要する経費に対する補助
 - 新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した世帯の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、県立高校等の生徒に対し、奨学のための給付金を給付
 - 県立学校や文化施設等における感染拡大防止のための資材等の整備
 - 県立学校の一斉臨時休業に伴う給食費の返還やキャンセル料の支払い
 - 放課後児童クラブ等に対する県立図書館図書資料の貸出し
- ・以下の事業を実施（6月補正予算計上）
 - 特別支援学校における感染拡大防止のためのスクールバス増便
 - 公立小・中・高等学校、特別支援学校の臨時休業に伴い実施する補習や三密を避ける環境づくり等に対応するための教員等の配置
 - 県立高校の感染防止のための機器整備及び家庭との連絡体制強化
 - 開催中止となったインターハイ等の代替地方大会開催への支援
 - 低所得世帯の県立学校生徒の家庭学習に係る教育費負担を軽減するための支援

【警察部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連する悪徳商法等の取り締まりの強化
- ・災害対策用に備蓄しているサージカルマスクを、県警本部内関係課及び18警察署に配分し予防対策を徹底
- ・空港、港湾、医療機関等におけるトラブル防止のための警戒警備、各種犯罪抑止及び取締りの徹底、有事における迅速的確な対処を各警察署に指示
- ・感染者認知前・後などの段階ごとにおける各所属での対応についての情報共有を指示
- ・警察職員に対する諸対策継続の徹底、県の対策への支援、職員感染時における業務継続計画の策定
- ・県内感染者の発生を受け、警察本部長を長とする青森県警察新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに、全警察署が警察署新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
- ・運転免許証の有効期間の3か月延長措置（有効期間が本年7月31日までの者が対象）
- ・運転免許更新業務等の休止（4月22日～5月17日）
- ・運転免許更新業務等を5月18日から再開
- ・猟銃等の所持許可の更新手続き等の緩和措置
- ・運転免許証の有効期間の3か月延長措置（有効期間が本年9月30日までの者、及び既に延長措置を行い、延長後の有効期間が本年9月30日までの者が対象）

【県庁舎・各合同庁舎】

- ・来庁者の手が触れやすい箇所の拭き取り清掃の強化及び手洗方法などの啓発ポスター掲示

4 今後の対応

(1) 感染拡大の防止

感染者に対する医療措置や濃厚接触者の健康観察を適切に実施し、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応する。

また、感染拡大を予防するソーシャルディスタンスなど「新しい生活様式」の定着を図る。

(2) 適時適切に必要な対策を実施

県内の状況等をしっかり把握し、県としてとるべき対応を検討の上、適時適切に必要な対策を実行に移し、今後の県内での健康被害、社会・経済への影響を最小限に抑える。

新型コロナウイルス感染症について

○ 県内の状況

1 感染者の状況（7月10日16時現在）

- ・これまでに判明した感染者 29名
- ・入院中の感染者 1名

（29名の内訳）

- ・3月23日判明分（1、2例目）
- ・3月25日判明分（3～6例目）
- ・3月28日判明分（7例目）
- ・3月30日判明分（8例目）
- ・4月 2日判明分（9例目）
- ・4月 3日判明分（10、11例目）
- ・4月 7日判明分（12例目）
- ・4月 9日判明分（13、14例目）
- ・4月10日判明分（15～17例目）
- ・4月11日判明分（18～22例目）
- ・4月27日判明分（23例目）
- ・4月28日判明分（24～26例目）
- ・5月 7日判明分（27例目）
- ・7月 9日判明分（28例目）
- ・7月10日判明分（29例目）

2 検査の状況（7月10日16時現在）

1,055件（陽性28件、陰性1,027件）
その他、行政検査以外の陽性 1件

3 相談センターの相談件数（7月8日現在）

17,758件
（うち帰国者・接触者相談センター関係件数 8,963件）

4 新型コロナウイルス感染症コールセンター相談件数（7月8日現在）

3,899件

これまで保健所に寄せられた相談件数

令和2年7月8日 現在

保健所	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
相談件数	168	2,541	1,252	1,750	1,843	1,176	3,280	5,748	17,758
帰国者・接触者相談センター関係件数	91	374	754	975	1,120	872	2,165	2,612	8,963

* 相談件数に帰国者・接触者相談センターの件数も含まれます。

** 相談件数は1月下旬からの集計です。

*** 帰国者・接触者相談センターは2月6日からの集計です。

新型コロナウイルス感染症コールセンター相談件数

令和2年7月8日 現在

相談対応件数	3,899 件	*3月10日設置
--------	---------	----------

検査実施件数

令和2年7月10日 16時現在

	検体数 (A)	陰性数	陽性数
県実施分	848	820	28
医療機関等実施分	207	207	0
計	1,055	1,027	28
行政検査以外	不明	不明	1
合計			29

* 県実施分は、2月15日判明分からの集計です。

** 民間医療機関等実施分は、4月21日判明分からの集計です。

*** 行政検査以外分は、7月9日に初めて陽性が確認されました。陰性確認分は集計していません。

地域外来・検査センター等の検査実施件数

令和2年7月10日 16時現在

	検体数	陰性数	陽性数	
青森市地域外来・検査センター	36	36	0	*6月23日開設
八戸市医師会新型コロナウイルス検査センター	8	8	0	*6月1日開設
計	44	44	0	

* 地域外来・検査センター等の検査実施件数は、医療機関等実施分に含まれています。